

受水槽の事前協議に係る取扱基準

1 目的

この基準は、「給水装置工事施行指針」に規定する受水槽に関する事前協議の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この基準に定めのないものについては、「給水装置工事施工指針」によるものとする。

2 受水槽の適用範囲

この基準の適用を受ける範囲は、次の場合とする。

- (1) 中高層建築物への給水
- (2) 逆流によって配水管の水を汚染する恐れのある場合
- (3) 事故等による断減水時にも水の確保が必要となる場合
- (4) 一時に多量の水を必要とする場合
- (5) 常時一定の水量、水圧を必要とする場合
- (6) 直結直圧給水により水量の確保ができないもの
- (7) その他、水道事業管理者が認めるもの

(解説)

1 中高層建築物とは

階数が3階以上または、軒の高さが7mを超える建築物で、直結直圧給水や直結増圧給水に適さない建物

2 逆流によって配水管の水を汚染する恐れのある場合とは

毒物、劇薬及び薬品等の危険な化学物質を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵等を行う工場、事業所及び研究所等

(例) クリーニング、メッキ、写真、印刷、製版、石油取扱、染色、食品加工等の業を行う施設等

3 断水時に水の確保が必要とする場合、一時に多量の水を必要とする場合とは

ストック機能が必要な建物、一時的に多量の水を使用する施設、常時一定の水供給が必要で断水による影響が大きい施設等

(例) 学校、病院、ホテル、百貨店、興業場等の施設及び食品

冷凍機，電子計算機の冷却用水等のある施設等

3 受水槽の給水方式の種類

受水槽の給水方式には，高置水槽式，圧力タンク式，ポンプ直送式の3種類の方式があります。

(1) 高置水槽式

受水槽に受水した後，ポンプで高置水槽にくみ上げ，自然流下により給水する方式

(2) 圧力タンク式

受水槽に受水した後，ポンプで圧力水槽に貯え，その内部圧力により給水する方式

(3) ポンプ直送式

受水槽に受水した後，使用水量に応じ，ポンプの運転台数の変更又は回転制御により給水する方式

(解説)

別図のとおり

4 事前協議書の提出

受水槽方式での給水工事の申請をしようとする者は，事前に水道部と協議して承認を得なければならない。事前協議を行う場合は，次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 受水槽式給水の事前協議申請書

(2) 案内図

(3) 平面図

(4) 立面図(系統図)

(5) 分岐部から受水槽までの配管詳細図

(管種，口径，寸法の記入されているもの)

(6) 受水槽以下装置設計計算書

(7) その他協議に必要な書類

5 1日最大使用水量の算定

受水槽の1日最大使用水量の算定は，給水装置工事施行指針の

業態別使用水量基準によるものとする。

6 時間平均使用水量の算定

受水槽の時間平均使用水量の算定は，1日最大使用水量を業態別使用水量基準の平均使用時間で除したものとする。

7 時間最大使用水量の算定

受水槽の時間最大使用水量の算定については，配水管の流入水量の変動や安全率を考慮し，時間平均使用水量の50%増しにより算出する。

8 受水槽及び高置水槽の容量

受水槽の容量については，1日最大使用水量の4/10～6/10程度とする。

高置水槽の容量は，1日最大使用水量の1/10程度とする。

9 受水槽の設備

受水槽の設備については，「給水装置施行指針 2設計 2.14 受水槽式の設備」に準じること。

10 給水管の口径

給水管の口径は，分岐する配水管の最小動水圧の時ににおいて，配水管から受水槽吐水口までの高さや管延長，管継手等の損失を計算し，時間最大使用水量を十分に供給できる大きさとし，かつ，使用水量に対し著しく過大でないこと。

11 設計水圧

給水装置の設計水圧は，配水管最小動水圧の0.147MPa（1.5kgf/cm³）とする。

12 その他

この基準に定めるもののほか，この基準の施行について必要な事項は，水道事業管理者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。